

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
が休業
の日と
する)

目 次

- ◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
- 鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「二万円」を「十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第六十一条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年六月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県内水面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「六箇月」を「六月」に、「一万円」を「十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収す

ることが出来る。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することが出来る。

第四十一条第三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】